

中国管内の平成25年度電波監視の概要

1 無線局に対する混信・妨害申告と電磁障害等の照会・相談件数

今年度に当局に寄せられた申告・相談の総件数は194件で、昨年度と比較すると55件（約39.6%）増加しました。

また、申告・相談内容の内訳は、重要無線通信妨害(注1)に関する申告が45件、業務用無線やアマチュア無線など一般の無線局への混信等に関する申告が111件、人体への電磁波の影響の相談やテレビ・ラジオ、無線LAN等への障害に関する電磁障害申告が38件となりました。（図1-1参照）

重要無線通信妨害の用途別の申告件数（図1-3）は、航空機・船舶用遭難自動通報設備の方位測定に係るものが21件（前年度7件）で全体の約47%と大きな割合を占めており、次いで船舶用無線の通信障害が9件、航空用無線及び防災行政用無線に関する申告が各4件、その他消防無線等に関する申告が7件ありました。

なお、現地調査による原因者への改善措置及び指導等により、181件（93.3%）について解決しました。残り13件については引き続き調査を進めています。

（注1）：重要無線通信妨害とは、電気通信、放送、警察、防災行政、消防、航空、船舶、気象、電気、鉄道等に係る重要な無線通信への妨害をいいます。

図1-1 年度別申告等の推移

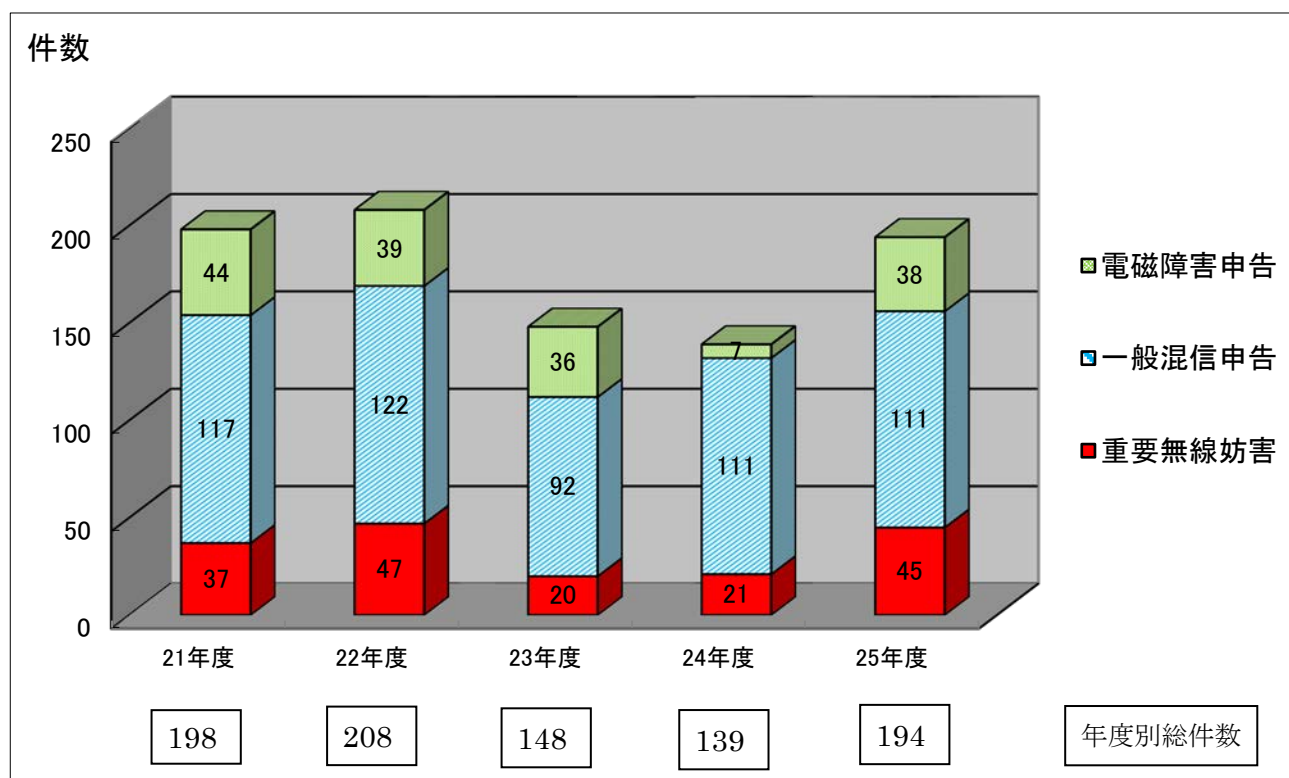


図 1 - 2 地域別申告件数

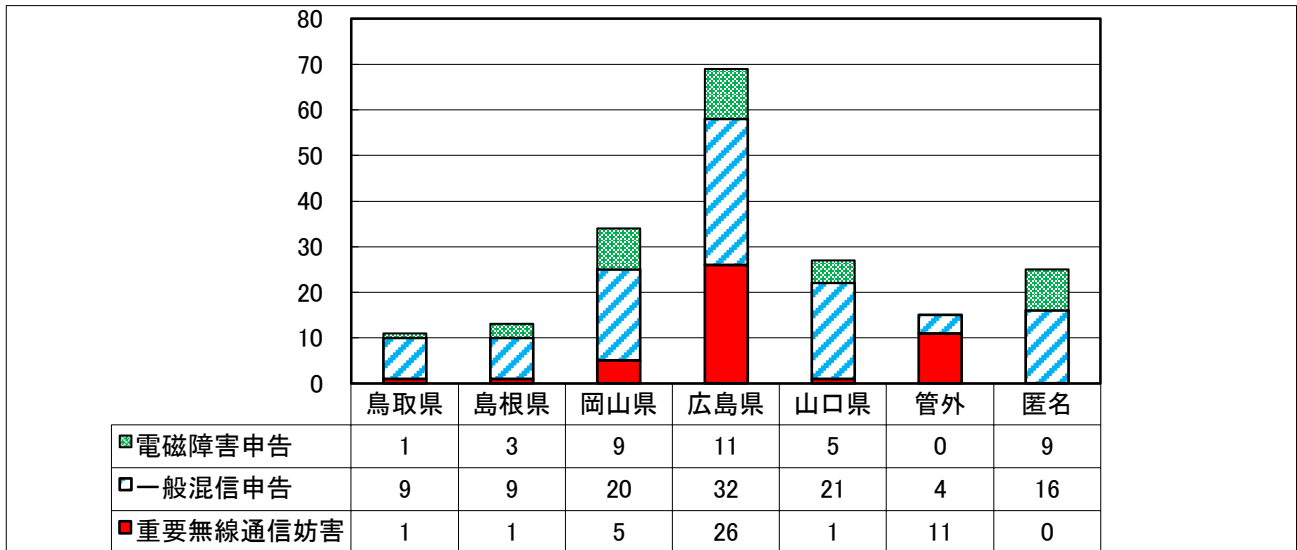
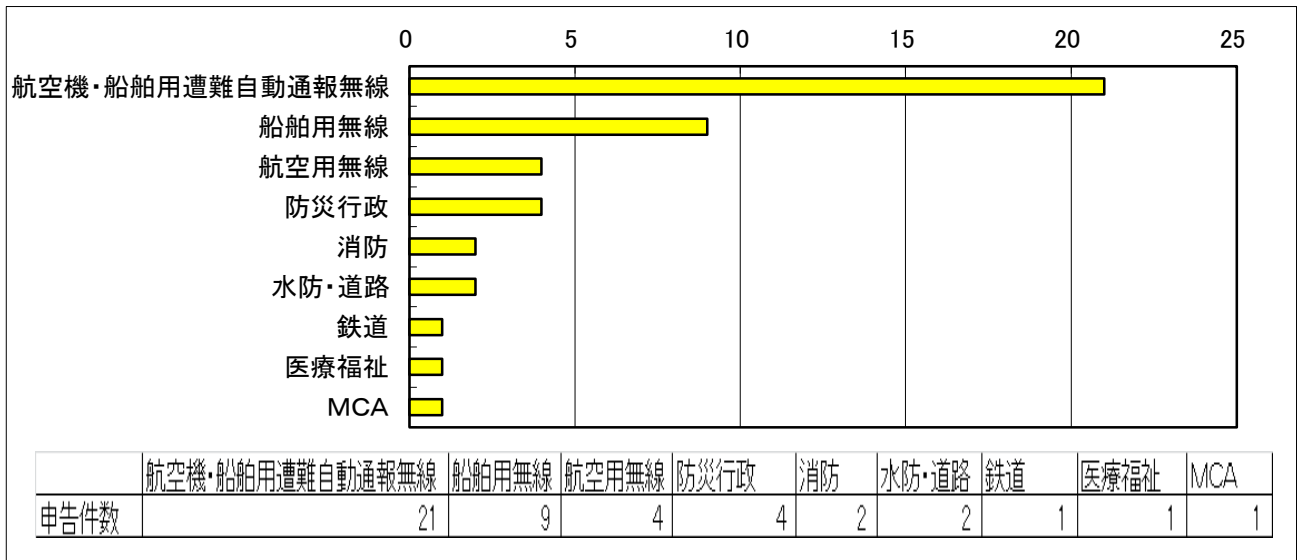


図 1 - 3 重要無線通信妨害申告件数（用途別）



2 不法無線局(注2)対策等の取組状況

不法無線局はテレビ・ラジオへの受信障害、消防・救急無線の通信、携帯電話等への妨害を発生させる恐れがあるため、管内の捜査機関（警察署、海上保安署）と連携して共同取締りを実施しています。

また、電波監視システム（DEURAS：遠隔方位測定設備）(注3)により不法・違法無線局の所在確認を行い、電波法令を遵守するよう指導しています。

(1) 不法無線局の共同取締り

不法無線局の撲滅に向けて、管内各地において捜査機関との共同取締りを14回行い、摘発は6件、指導を21件行いました。

摘発の内訳は、不法アマチュア無線が5件、不法パーソナル無線が1件となっています。



共同取締りの模様



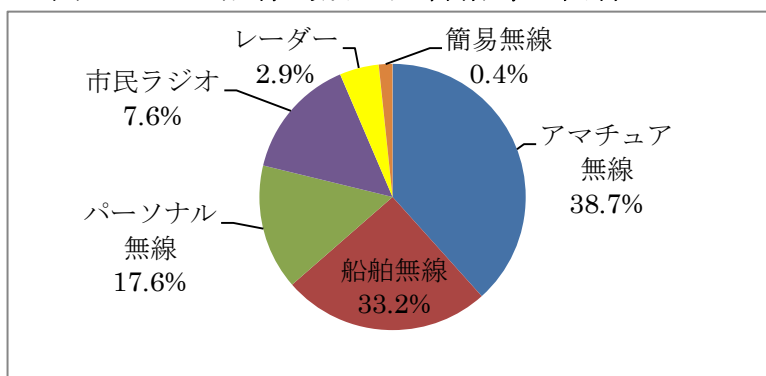
不法アマチュア無線機

(2) 不法・違法無線局への指導等

電波監視により確認した不法無線局に対して文書指導を326件、違法無線局に対して文書指導を94件、訪問指導を10件、口頭（電話を含む。）指導を5件行いました。文書指導の内訳は、不法・違法アマチュア無線局、不法船舶局、不法パーソナル無線局、及び不法市民ラジオの4局種で全体の9割以上を占めています。

このほか、「無線局の呼出名称を送信しない」等、無線局の運用ルールを守らないアマチュア無線局に対して、同一周波数の電波による注意喚起（電波による規正）を128件、規正通知書による規正を1件行いました。

図2-1 無線局別の文書指導の割合

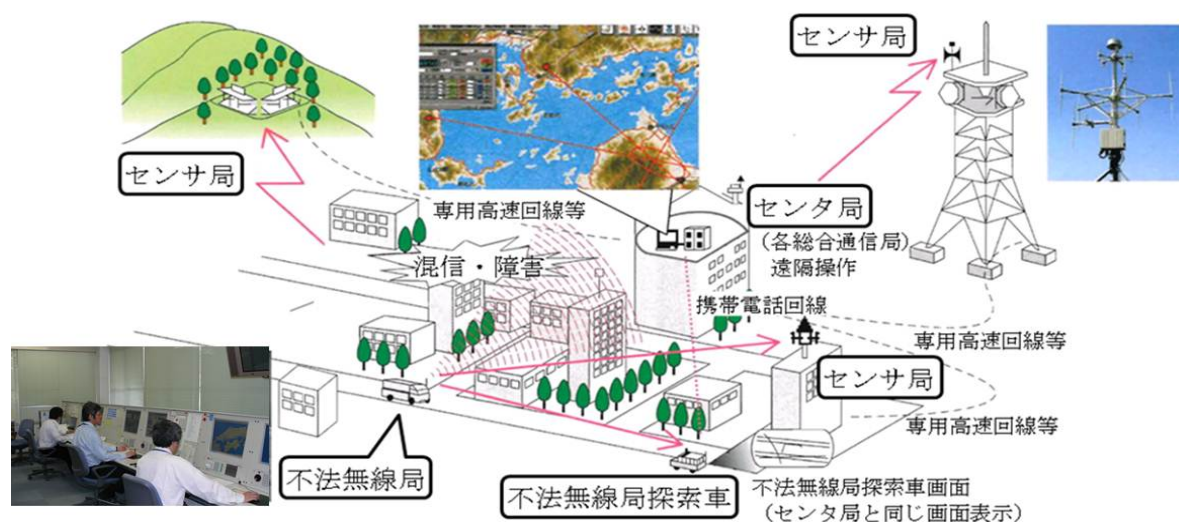


(3) 無線機器の鑑定

捜査機関が押収した電波法違反と思われる43台の無線設備について、刑事訴訟法第223条第1項に基づく囑託を受け、鑑定を行いました。

(注2)：不法無線局とは、総務大臣の免許を受けずに開設している無線局のことで、不法無線局を開設した場合、電波法第110条の規定により1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。これに対し、違法無線局とは、無線局の免許は受けているものの、電波法令に違反して通信をしている無線局のことです。

(注3)：管内各地に設置されたセンサ局や車両に搭載されたセンサ局を、広島市内にあるセンタ局から遠隔操作することにより、センサ局で受信した電波をモニター（聴音）したり、電波発射源の方位等を測定して、電波発射源の位置等を特定するためのシステムです。



3 電波監視体制の強化

当局では、管内における重要行事の開催時等は、電波監視体制を強化して取り組んでいます。

今年度は下表の行事開催にあわせて現地等における電波監視体制を強化するなど、重要無線通信妨害の発生に即応できる体制を整備しました。

電波監視体制の強化期間	関係行事名称	監視対象地域
5月25日(土)～5月27日(月)	第64回全国植樹祭とっとり2013	米子市、南部町、伯耆町、境港市
5月31日(金)～6月4日(土)	第5回アフリカ開発会議	管内のうち、固定監視可能地域
7月24日(水)～7月26日(金)	皇太子殿下岡山行啓	岡山市、玉野市
8月3日(土)～8月4日(日)	第16回日本ジャンボリー	山口市、宇部市
8月6日(火)	平和記念式典	広島市内

4 電波利用ルール等の周知・啓発

不法無線局の未然発生防止と免許情報告知制度(注4)の販売店への周知、及び発射する電波が著しく微弱の範囲にあると称しているにもかかわらず、微弱の範囲を超えて販売されている無線機器や技術基準不適合設備を販売しないよう周知・啓発活動を行っています。

また、電波利用環境を保護する重要性や電波利用の基本ルールをはじめ、電波をより身近なものとして理解を深めるため様々な周知・啓発活動を行っています。

(1) 流通分野への周知・啓発活動

管内の家電量販店、ホームセンター、カー用品店等を137店舗訪問し、技術基準不適合設備等を販売しないよう周知・啓発を行いました。

(2) 電波利用環境保護周知啓発強化期間における取組み

「私は守ります。電波のルール」をキャッチフレーズに、新聞広告及びJR山陽本線・山陰本線等の電車中吊り広告による広報、関係団体へのポスター・リー

フレットの配布を行い、周知・啓発活動に努めました。

- ・新聞広告（6月1日）：中国5県の地方紙及び日経新聞の6紙
- ・電車中吊り広告：西日本旅客鉄道(株)、広島電鉄(株)、広島高速交通(株)及び岡山電気軌道(株)の車輦内 約1,400枚
- ・関係団体に対する協力依頼（官公庁、自治体、報道機関、農協、漁協、森林組合、タクシー、トラック協会、無線機器販売店等 約1,400カ所）
ポスター 約3,600枚、リーフレット 約35,000枚 配布



平成25年度電波利用環境保護周知啓発用ポスター

(3) 無線設備の試買テスト(注5)

無線設備の試買テストの結果、管内の不適合機器の販売業者又は輸入業者2社に対して文書により販売中止要請を実施しました。その結果、販売終了の措置が執られました。また、管内のホームセンター本社6社に対して文書等により販売自粛の協力要請を実施しました。

(4) 不法パーソナル無線撲滅に向けた周知・啓発

11月から1月の間で、管内のAMラジオ放送による20秒スポットCM放送「パーソナル無線に関する総務省からの重要なお知らせ」を実施しました。

(5) 電波教室

中国総合通信局長が委嘱する電波適正利用推進員が、適正な電波利用環境の保護のための活動として、小学生を対象とした「電波教室」を管内の8市で12教室開催し、計149名の参加者がありました。



(電波教室の様様)

(注4)：免許情報告知制度とは、電波法第102条の14の規定により、販売業者は無線機器を販売する際に、購入者に対し無線局免許申請が必要であることを周知する義務があるものです。

(注5)：無線設備の試買テストとは、発射する電波が著しく微弱で免許が不要な無線設備であると称しているにもかかわらず、実際は微弱の範囲を超え、総務大臣の免許が必要な無線設備が市場に多数流通し、他の無線局に障害を与える事例が発生していることから、一般消費者が誤って購入・使用し障害を与えることのないよう、無線設備を購入して測定を行い、その結果を公表する取り組みのことです。

5 電波の安全性に関する周知・啓発

電波が健康に影響を与えるのではないかとという疑問や不安に応え、電波の安全性について正しく理解してもらうため、工学・医学・行政の各分野の専門家を講師に招き、広く一般の方々を対象として、毎年説明会を開催しています。

今年度は、広島市において「電波の安全性とスマートフォンの安全対策に関する説明会」を11月6日(水)に開催し、電波の性質、人体への健康や影響、電波の生体影響に関する国際機関での取り組みや、合わせてスマートフォン利用に際してのセキュリティ対策等について理解を深めました。説明会には106名の参加がありました。



(説明会会場の模様)

6 申告受付窓口

混信妨害及び電磁環境障害の申告や不法無線局の申告は、以下の窓口で受け付けています。

中国総合通信局電波監理部電波利用環境課

電話 082-222-3332

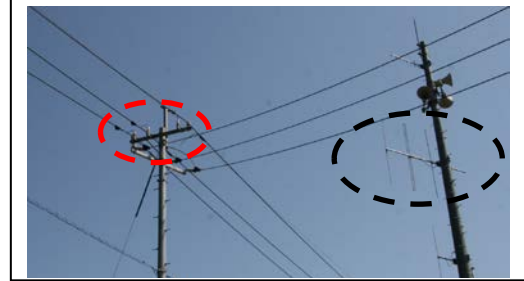
(受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く8:30～17:15まで)

【参考】平成25年度の混信・妨害の特異事例

近年、身近にある様々な電気・電子機器等から発せられる電磁波による混信・妨害が増加しています。今年度、管内では次のような事例が発生しました。

(1) 電力柱（碍子部*注1）から防災行政用無線への混信

4月に、岡山県内の自治体が運用している防災無線が外来波により通信ができないとの申告を受けて調査した結果、周辺に設置されている電力柱の碍子部から輻射されている電波が原因であることを特定し障害を排除しました。



障害原因となった電力柱の碍子部（左側）と防災無線のアンテナ（右側）

*注1) 碍子（がいし）部：電線を絶縁し支持するために鉄塔や電柱などに取り付ける装置。

(2) 照明用LED電球からキーレスエントリーへの混信

6月に、島根県内の飲食店の駐車場において車のキーレスエントリーが動作しないとの申告を受けて調査した結果、飲食店内に設置された照明用のLED電球（A社製の特定機種）から発生した雑音の原因であることを特定して、障害を排除しました。



障害原因となったLED電球

(3) 短波受信機の受信ブースターからドクターヘリ（*注2）用無線への混信

1月に、広島県内のドクターヘリ用の無線局に中波ラジオの音声が入感し、通信に支障があるとの申告を受けて調査した結果、一般家庭に設置されていた短波受信機の受信ブースターから輻射されている電波が原因であることを特定し、障害を排除しました。

*注2) ドクターヘリ：救急医療用の医療機器を装備したヘリコプターで、救急医療の専門医及び看護師が同乗して救急現場等に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うことができる専用ヘリコプター。



障害原因となった受信ブースターなど